

## 東日本大震災から2年を迎えての会長談話

本日、東日本大震災及び福島第一原発事故発生から2年を迎えた。まず、震災の犠牲になられた方々への哀悼の意を表す。そして、復興が遅々として進まない被災地、原発事故と放射性物質への不安が続く現状、避難生活を余儀なくされている31万人超の方々の苦難に思いを寄せ、心からお見舞いを申し上げる。

兵庫県では、阪神・淡路大震災から18年が経過した今も、孤独死、トラウマや震災による障がいに対するケア、借り上げ公営住宅からの退去問題、復興まちづくりによるコミュニティの喪失など、震災の課題を引きずっている。私たちの復興の長い道のりを振り返ると、あらためて東日本大震災によりもたらされた重い問題に立ち向かい、復興に向けて歩みを続ける被災地の皆さんに強い共感を覚える。時間の経過と共に社会の関心が薄れつつあるが、私たちは決して忘れることなく被災地に寄り添い、全力で支援を続けて参りたい。

こうした思いから、当会として取り組むべき現時点の課題を3点挙げる。

第1に、被災地の復興まちづくりへの支援である。兵庫県からは行政、専門家、市民らが支援活動を行っているが、復興は一人ひとりの住民を尊重しつつ様々な事業手法を用いて合意形成していくプロセスが重要である。私たちも現地での直接支援、情報提供等の後方支援、被災地の弁護士のバックアップなど、経験と知恵を総動員して、あらゆる支援方法を模索していきたい。

第2に、原発事故の被害者の支援である。兵庫県にも1000人を超える人々が避難しておられる。避難者が抱える住宅、職業、家庭など避難生活上の課題は多岐にわたる。また、原発事故の賠償をめぐる責任の本質、損害内容、時効問題、手続きの選択など様々な法的課題がある。私たちは、法律実務家として、全国の弁護士らと連携しつつ避難者の権利の保護・実現に注力したい。

第3に、「人間の復興」すなわち被災者の基本的人権の回復への努力である。震災関連死、仮設住宅、被ばくへの健康調査、被災ローン減免、産業・雇用の回復など、被災者の人権に直結する課題は多岐にわたる。これらは制度改善により克服できるものも少なくない。たとえば「原発事故子ども・被災者支援法」の基本方針の策定など、様々な立法課題に時機を失することなく積極的に発言をしていきたい。

もちろん、他にも重要な課題は多々ある。当会は被災地から遠距離であるが、被災経験を持つ弁護士会として、我が事であるとの意識を持ってあらゆる課題に取り組んでいく所存である。

2013年(平成25年)3月11日

兵庫県弁護士会  
会長 林 晃 史